（日本銀行特別調達資金出納取扱規程の一部改正）

第六条　日本銀行特別調達資金出納取扱規程（昭和二十六年大蔵省令第百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第一号書式 第一号書式 振替済書 番号 払出科目 金額　円 件数　件 振替先、受入科目及びその他の事項 国庫金振替書に添付された国庫金振替明細票のとおり 取扱庁名 特別調達資金会計官、分任特別調達資金会計官、特別調達資金出納命令官又は特別調達資金出納官吏 あて 日付 備考　1　用紙の大きさは、おおむね縦11cm、横14cmとする。 2　番号欄には、国庫金振替書の番号を記入するものとする。	**第一号書式** 第一号書式 振替済書 番号 払出科目 金額　円 件数　件 振替先、受入科目及びその他の事項 国庫金振替書に添付された国庫金振替明細票のとおり 取扱庁名 特別調達資金会計官、分任特別調達資金会計官、特別調達資金出納命令官又は特別調達資金出納官吏 あて 日付印 備考　1　用紙の大きさは、おおむね縦11cm、横14cmとする。 2　番号欄には、国庫金振替書の番号を記入するものとする。